

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ（第4回）

日時 令和4年11月25日（金）10：00～11：59

場所 オンライン開催

1. 開会

○能村新エネルギー課長

定刻でございますので、ただ今から、省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会- 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループの第4回会合を開催いたします。

本会合もオンラインでの開催とさせていただきます。何かトラブルやご不明な点などがございましたら、事前に事務局からご連絡させていただいておりますメールアドレスや連絡先までご連絡ください。

本日の議事進行ですが、山内座長から事務局資料の説明までは事務局において進めておほしいというご指示もございましたので議事につきまして事務局にて説明させていただきます。まず本日の資料についての確認をさせていただきます

配布資料一覧にございます通り、議事次第、委員等名簿、資料1といたしまして「再エネの長期電源化及び地域共生に向けた制度的検討が必要事項②」、また参考資料1といたしまして「一般社団法人日本木質バイオマス発電事業者協会提出資料をご用意してございます。

本日の進行ですが、資料1、参考資料1につきまして、事務局からご説明させていただいた後に資料1につきましてご議論を賜れればと思っております、それでは、議事として事務局の方から資料1及び参考資料1につきましてご説明をさせていただきます。それではまず資料1をご覧くださいければと思います。

2. 説明・自由討議

（1）再エネの長期電源化及び地域共生に向けた制度的検討

資料1のスライド1ページ目をご覧くださいければと思います。本日ですけれども、前回に引き続きまして、再エネの長期電源化及び地域共生に向けた制度的検討が必要な事項の論点の2回目としてご議論をいただければと思っております。

本日の主なご議論のテーマでございます。スライド2ページ目をご覧くださいければと思います。

前回は土地開発前の立地状況等に応じた手続強化などにつきまして既にご議論いただいているところでございます。

本日は、赤枠で囲っているところです。まず1つめの論点として、土地開発後から運転中の段階に至るところにおける違反状況の未然防止・早期解消措置の新設という項目。また、2つ目の論点といたしまして運転中から適正廃棄の間におけます、太陽電池出力増加時の現行ルールの見直しという論点が2つめ。3つめの論点といたしまして適正廃棄ということで大量廃棄に向けた計画的対応という項目。また一番下に赤枠でございますが、横断的事項の一番下に書いてございます、関係法令遵守の徹底というところが本日の論点を4つめということでございます。

本日はこうした4つの論点を中心にご議論をいただければと思ってございます。資料4ページ目ご覧いただければと思います。これまでのご議論の中で本日の論点に関連する主なご意見として簡単に整理をさせていただいたものです。

1つめです違反状況の未然防止・早期解消措置の新設に向けてというところでございます。制度的な目的に即して、F I T・F I P制度を利用する資格があるかという観点からある程度柔軟に判断することができ、規制最小限の減少はその当てはまらないということもできるということで、今後制度設計をする際には行政法の観点からは権利や自由の制限と制度のメリットを付与するかどうかという観点等を分けて考えるといいのではないかといったご指摘でございます。また、2つめですが、違反状態にある案件は国民負担により支援される要件を満たさないものとして交付金の留保等が必要ではないかといったご指摘。また、違反案件の早期解消に向けたインセンティブ設計を熟慮する必要があるということ、例えば違反解消後一部の留保金を取り戻せる仕組みなども検討してほしいとってご指摘でございます。また、太陽電池出力増加時の現行ルールの見直しですけれども、パネルの増設・廃棄が行われる場合に、解体等積立金制度の論点などについては、別途議論が必要になるのではないかとといったご指摘もいただいています。また、大量廃棄に向けた計画的対応ということでピークに合わせた対応が必要であり、2035年や2036年頃をピークに、その後ピークアウトし安定するとすれば、廃棄費用が平準化されていない可能性があり、リサイクル設備の投資のタイミングも難しくなるのではないかとといったご指摘。また、廃棄量の分散のためシステムの寿命を伸ばすことを促しながら、処理事業者の設備投資との関係でも廃棄量を把握し、一時保管が可能な仕組みや処理エリアを分散できる仕組みを考えていくべきではないかとご指摘もいただいております。環境省さんとの連携も整理していくことが必要ではないかとご指摘いただいているところでございます。

5ページ目ご覧いただきますと本日の4つの論点について、柱立てを作っております。まず1つめでございます。スライド6ページ目ご覧いただきますとこれは論点提示のときにご説明をさせていただいておりますが、再エネ特措法における認定と事業計画というところでございます。下の手続きのイメージとある通りでございますが。例えば認定取消しというところに際しまして、取り消されるまではF I T・F I Pの交付金が交付されると

いう状況があるということでございます。

そういう観点からは早期の違反状態が解消されづらいといった懸念もあるんじゃないかといったのがそもそもの問題意識でございます。こうした中で本日の事務局の案でございます。

9 ページ目ご覧いただければと思います。違反状況の未然防止・早期解消に向けた制度的措置でございます認定事業者に対して違反の未然防止・早期解消を促す仕組みとして、以下の措置2つを講じることとしてはどうかというものでございます。

1 つ目です。事業計画に違反した場合に、F I T・F I Pの交付金を留保するための積立義務を課すということ。また、違反状態の早期解消インセンティブを持たせるために違反の解消または適正な廃棄などが確認された場合には利用された交付金を取り戻せるとこととしてはどうかというものでございます。

下にフロー図を書いておりますが、現行のフローチャートの下に、新たな制度的措置のイメージというところで、赤く積立命令というものを課してございます。この違反発生をし、指導助言などがあった場合に、その後、積立命令を行うということでございます。

こうした中で、※で小さく書いてございますけれども、行政手続法上も、弁明の機会の付与や吊問等の手続きが不要と整理をしているということで、速やかに積立命令の措置を講ずることができるということで、まず、早期にこうした対応を行い、積立命令を行うことで、まずは、早期解消を促すような命令措置を講ずるということが1 つ目でございます。また②といたしまして著しい違反行為ということにつきましては、認定取消というものに至るものも当然出てくるわけですが、こうした認定取消に加えまして、例えば違反時点から認定が取消されるとまでの時点におきまして、F I T・F I Pの交付金の返還を求めるとこととしてはどうかといったものが、2 つ目でございます。下のところに赤く書いてございますが、著しい違反の場合は返還ということで、例えば違反の発生したところを起点に交付金の変換を求めるとことを行ってはどうかというのが2 つ目でございます。

F I T・F I Pの交付金の留保というところと合わせて、こうした違反行為が改善されない場合には認定取消に至ると、また、その違反が著しい場合には、こうしたF I T・F I Pの交付金の返還を求めるとことをしてはどうかというものでございます。

続きまして資料の10 ページ目をご覧いただければと思います。F I T制度でございますけれども、現行制度におきましては買取義務者が再エネ電気を買収しているわけでございますけれども、こうした買取義務者に対しましては、推進機関から買取に用意した費用としてF I Tを交付されるということになってございます。認定事業者に適切なインセンティブを働かせるためには推進機関から買取義務者への交付を留保するということと合わせまして、同時に、買取義務者から認定事業者への支払いを留保する必要があるということでございます。

同じように支払いを留保するという観点からは、廃棄等費用の積立制度が、すでに7月から制度が動いているところでございます。こうした制度におきます留保といったやりかた

も参考にしながら、今回の新たな交付金留保のための積立命令というものの制度を講じてはどうかというものでございます。

2つ目の黒丸に書いてます通り、買取義務者から認定事業者の支払留保というやり方にあたりましては既存の契約関係を踏まえながら、円滑に、効率的に実施する必要があるということでございます。こうした観点からは先ほど申しました廃棄等費用積立制度と同じような考え方を援用いたしまして、認定事業者に買取義務者を經由いたしまして推進機関へ一定の金額の積立義務を課した上で、買取費用と相殺するということにより、認定事業者への支払いを留保するということができるのではないかとというものでございます。左側の下に現行のF I T制度の場合ということで、フローチャートを書いてございますけれども、経済産業大臣から認定事業者に対して、青線で書いてますが、積立命令を課すということでございます。これを買取義務者を經由することで、相殺という言葉が2つ出てきてございますけれども、まず、認定事業者と買取義務者の間で買取費用と積立金の相殺をするということ。また、買取義務者と推進機関との間でも、交付金と積立金というところの関係で、相殺するというので、この結果、積立命令を行った金額が、推進機関の方で留保されるというものでございます。

また、F I P制度につきましては認定事業者に推進機関への積立義務を課した上で、F I P交付金と相殺することで支払を留保することとしてはどうかというものでございます。右側のフロー図を見ていただきますとF I Pの場合におきましては、買取義務者を經由するというものではございませんので、推進機関と認定事業者の関係の中で積立金と交付金という債権債務を相殺するというようなそういう形の整理をしていくことが、効率的ではないかというものでございます。

11 ページ目は今申し上げた廃棄等費用積立制度におきます外部積立スキームでございまして、まさに先ほど申しましたような制度の前提になるような、常に現行制度としてこうした制度があるというものの参考でございます。

続きまして、資料12ページ目をご覧ください。交付金留保のための積立命令、交付金返還命令の対象となる金額についてでございます。推進機関が買取義務者に交付する金額ということにつきましては、現行制度におきましては買取価格からその電気を調達するに要したと考えられる費用（回避可能費用）、これらを控除した額となっております。この金額がF I T制度によりまして、国民負担として追加的に認定事業者に支援されている額だというふうに考えられています。こうした考え方を踏まえますと、今後、交付金留保の措置でございますが、これについては、F I T制度による支援を留保することで早期に違反を解消するインセンティブを高めるということを念頭におきますと積立対象額につきまして、F I T制度によって、追加的に国民負担分といたしまして、支援されている交付額と考えていくことが妥当ではないかというものでございます。また、他方で、根っこから留保するといった考え方もあるかと思いますが、現行のこうしたF I T制度の支援の中身、もしくは支援の意味ということを考えますと、こうしたことが一つ現実的な対応ではな

いかというものでございます、また、F I P制度におきましては、推進機関から認定事業者に対して交付金の交付を支援しているということでございますので、プレミアム＝国民負担だということで、積立対象額につきましては、当該プレミアム額と考えることが妥当ではないかというものでございます。また、先ほどございました交付金を返還するといった場合でも、こうした交付金の返還命令の対象金額は上記と同様に追加的に国民負担として支援されている相当額ということを考えていくことがのではないかというふうに考えてございます。なお、※の2つ目をご覧くださいますと今申しました買取費用から回避可能費用をなど控除した額というものでございますけれども、この控除した額が0円を下回った場合という場合には留保額は0円とすべきというふうに考えられると考えると整理をさせていただいてございます。

続きまして2つ目の項目でございます太陽電池出力増加時の現行ルールの見直しでございます資料は14ページ目をご覧くださいいただければと思います。これも再エネ大量小委という委員会の方でご議論をさせていただきまして、検討会でもご紹介をさせていただいてございます。けれども、太陽光発電のパネルの更新増設に際しましては、現行のルールといたしましては国民負担の増大を抑止するという観点からは、太陽光の増出力分が3キロワットもしくは3%を超えるという場合には、設備全体の調達価格・基準価格といったものが最新価格に変更されるということになってございます。今後、既存再エネを最大限有効活用していくという観点からはこうした追加的な更新・増設を促していくという必要があるということで、国民負担の増大を抑止することを前提に交渉取り扱いを検討するというところでございます。また、併せまして委員会の方におきまして16ページ目でございますけれども、論点いくつか整理させていただいてございます。2つ目の黒丸ですけれども、更新・増設をする際に認定出力のうち当初設備相当分については価格を維持するということといたしまして増出力分相当は十分に低い価格を適用する方向で調達価格等算定委員会などにおいて議論いただくとしてはどうかということ。また、更新・増設後の設備も含めて当初設備の調達機関等を維持するとしてはどうかというものでございます。また、論点として検討会でご利用いただきたい点として3つ目でございますけれども、こういった更新・増設時には関係法令遵守の対策にということや新しく設置をしたパネルも含む、適切な廃棄費用の積立を担保するということが重要で、引き続き検討を深めていく必要があるといった論点になってございます。

こうした論点につきまして資料の17ページ目をご覧くださいますと出力増強・更新時の廃棄等費用の取り扱いでございます。まず、現行のルールでございますけれども、期間中の太陽光パネルの更新に際しまして、現行の制度上の解体等積立金についての取り扱いですが、売電収入から積立金を差し引く方法による源泉徴収的な積立が可能ということになっているのは、当然その支援期間中に限られているということでございますので、支援期間終了後の積み増しは困難ということでございます。こうしたことから更新にあたって発生する廃棄等費用につきましては解体等積立金を充てるのではなく、個別に適正な廃棄を求めている

くのが適正ではないかというものでございます。こうした個別に適正な廃棄を求めていくということをしつかりと担保していく必要が出力増強・更新時には必要でございます。

2つ目の黒丸にありますとおり、出力変更に伴う変更の認定時に関係法令の遵守を改めて確認するというに加えて、適切な廃棄が行われるということを契約書等々を踏まえまして確認することとしてはどうかというものでございます。

また、3つ目の黒丸ですが出力増強・更新後に設置された太陽光パネルの廃棄等費用につきましては十分な費用を確保できることを前提としつつ、設置後のパネルの運用を踏まえた積み立て方法を引き続き検討してはどうかというものでございます。下にフロー図で書いてございますが、左側が現行のパネルが、仮に更新する場合には、廃棄が一部発生することですけれども、ここの廃棄については変更認定の際にですね適正な廃棄それを担保する契約書等々を確認するというで個別に適正な廃棄を確認していくということをしてはどうかというものでございます。また、右側に更新・増強という形で新たなパネルにつきましても十分な廃棄等費用を当初設備の調達期間の中で十分な費用を確保できることを前提とした、積立方法を引き続き検討してはどうかというものでございます。

3つ目の論点でございます大量廃棄に向けた計画的対応でございます。資料 20 ページ目になります。2030 年代の半ば以降に想定されております太陽光パネルの廃棄のピークに十分に対応できるかといったことに向けた対応が必要であるということが課題になってございます。こうした状況も踏まえまして、先ほどから出てきておりますけれども、今年の7月から廃棄等費用積立制度が措置されているところでございます。3つ目の黒丸に書いてます通り、廃棄物処理業者におきましては適切な廃棄物の処理のために有害物質の含有や溶出などの廃棄物の確認を徹底する必要があるとございます。こうした観点から廃棄物処理事業者に対しまして、廃棄物の性状、これは含有物の情報などですけれどもこうした情報の提供を締結することが重要でございます。このため、いわゆる廃掃法におきましては、産業廃棄物の排出事業者は廃棄物の性状などの必要な情報を処理業者に提供しなければならないことが定められているところでございます。こうした中で、23 ページ目、課題といたしましては、すでに本 WG でも論点提示の際に言及してございますけれども現行の事業計画策定ガイドラインにおきましては含有物質等の情報について廃棄物処理業者に対して提供することが求められているところでございます。しかしながら具体的な時期・内容・対象については定められていないという状況でございます。また、一部のメーカーにおきましては実質的な取り組みとして太陽光パネルの含有物質等の情報の公開となっているケースもありますが、全体としてはこうした情報も発信は十分ではないといった指摘もございます。

こうした中で検討会におきましても、含有物質についての情報を公開する環境を整備する必要性について指摘をされているというところで、認定事業者に対するパネルの含有物質の表示義務化などの検討というところも検討事項に盛り込まれているところでございます。

24 ページ目につきましては、規律検討会のヒアリングも別途行った際に今事業者さんか

らもプレゼンがありましたけれども、いわゆる WDS（ウェストデータシート）に基づく廃棄物の円滑な受け入れ、もしくは、最終処分に向けて必要な情報というところについて、提供を求めるとする場合もあるということのご紹介でございます。

25 ページ目に書いてますが、この項目といたしまして型番の情報、成分情報、含有物質などにつきましては最終処分事業者のみならずリサイクルの分析コストにおいても有効であるということで、こうしたものも活用するのは一つ参考になるんじゃないかといったご質問いただいているところでございます。

26 ページ目ですが関係業界団体におきましても、含有物質の基準、モジュール表示の部位など含めまして、積極的な情報の発信ということも促されているというところでございます。

こうした状況の中で具体的な方向性でございます。27 ページ目ご覧いただきますと太陽光パネルの含有物質等の情報的なあり方ですけれども、今後太陽光パネルの廃棄処理は当然増加していくということでございますので、適切な処理を行っていくためにも太陽光パネルの含有物質の情報を正確に把握していくとそれを適切な処理につなげていくことが重要でございます。2つ目の黒丸については、先ほど申し上げた通り、認定事業者に対しては現行の制度のもとにつきましても、廃棄等を行う場面においては含有物質等の情報を廃棄する事業者に対し提供することが認定基準として求められているところでございます。また、これを担保するために解体等積立金の取り戻しを行う上でも、廃棄物処理業者に対し含有物質等の情報提供を行ったことなどが前提となる委託契約書等の資料の提出を求めているということでございます。ただ、こうした趣旨を徹底させて円滑なリサイクル処理を確保するまた情報の集約化を図っていくという観点からは、水際のところで認定基準として含有物質等の情報提供をまず求めていき、認定申請の際に記載する設備情報に含有物質等の情報を含めてはどうかというものでございます。こうした形で新たに F I T・F I P 制度入ってくるものについてはこうしたものを求めていくということ。また、併せて既認定の者につきましても当然廃棄等を行う局面ではこうしたものを求められるということでございますので、なるべくそうした情報を早く収集していただくということも必要だと考えてございます。

こうした観点から4つ目の黒丸ですが、具体的な報告方法・時期・内容・対象などにつきましては環境省さんでも連携しながら、WDSなどの項目なども参考にしながら、また、様々なメーカーの方々のご協力を得ていく方策も検討しながら、検討を深めてはどうかというものでございます。

また、5つ目ですが、型番自体が既に2万件以上あるというふうにみてございますが、こうした型番が同じパネルについては重複した情報提供による社会全体のコストを引き下げていくということも重要ですので、そうした観点からはデータベース化するということがその活用のあり方、これは、当然 F I T 制度における廃棄の時に必要になってくるということに加えまし、当然リサイクル・リユースその時にもこうしたものを活用していただけるよ

うな社会全体でこうした効率的な情報の活用仕方という観点からも、うまくデータを使っていくということなどについて、検討してはどうかというものでございます。

28 ページ目はこうしたことに加えまして、やはり 2030 年代後半に想定されるピークにあわせた計画的な対応ということも必要でございます。これに向けては、事業廃止後の使用済み太陽光パネル引き渡し・リサイクルを円滑化するための制度的な支援などにつきまして今後さらに深めていく必要があるということでございます。また、当然最終処分ということの選択肢の前提としまして、その前の段階では、当然リユース・リサイクルといった資源循環の考え方に沿った対応が重要となってくると考えてございます。こうした対応をさらに深めていくためにも、リサイクル等の制度的支援や必要に応じたリサイクル制度の活用も含めて、さらに実態把握しながら環境省さんとも制度的な検討を深めてはどうかというものでございます。なお、リユース・リサイクルの促進をするにあたっても、適正に対応できる主体の創出や育成ということも行っていくことも併せて重要であると考えているところでございます。

最後の項目になります。関係法令遵守の徹底です。

資料 30 ページ目をご覧くださいと思います。Non-FIT・Non-FIP 案件の対応ということでございます。まず、今年の 10 月にまとめました規律検討会の提言におきましても、Non-FIT・Non-FIP の対応として、その大半を占めております補助金の案件につきましては適切な補助金採択基準を設けるとしているところでございます。具体的には経済産業省が予算対応している需要化手動による太陽光発電導入補助金の例を挙げさせていただいてございますが、再エネ特措法と同水準の規律を遵守することを求めています。具体的には下に書いてございますけれども、公募要領におきまして再エネ特措法に基づく事業計画策定ガイドラインに定める遵守事項に準拠して事業を実施することという形になってございます。仮にこうした遵守事項に違反する場合には、この公募要領に基づきまして指導・改善ということを行ったうえで、それに応じない場合には取消し、もしくは、補助金の返還というところも公募要領に基づいて行っていくことが可能になっているというものでございます。こうした再エネに関する補助制度を持つ関係省庁などとも連携しながらですね、こうした再エネ特措法に基づく、規律の遵守といったことにつきましては連携して対応していくと考えているところでございます。

また 31 ページ目ですが、Non-FIT・Non-FIP 案件につきまして当然、補助金以外のものもございます。そういった観点からは電気事業法における対応強化を行うということにつきまして、これも規律検討会の方でも、具体的なアクションに記載されているところでございます。こうしたNon-FIT・Non-FIP 案件を含め、再エネ発電設備の規律強化ということについては、まさに検討を深めていく人がございます。

こうした電気事業法を中心とした議論につきましては、12 月に開催予定の電力安全小委員会の方で議論する予定ということでございます。

最後になります 32 ページ目です。所在不明事業者に対する規律の徹底でございます。再

エネ特措法におきましては認定計画において、認定事業者の住所を記載するという事になってございます。住所を変更した場合には遅滞なく届け出るということになります。したがって変更の届け出を行った場合には、認定取消事由になるというものでございます。他方で、転居の際にこうした住所の届け出がなく所在が不明となってしまうとされる事業者に対しては改善命令及び認定取消しを迅速に行う手続規定が再エネ特措法上は現在特設設けられていないということでございます。その場合には、公示送達という制度があります。裁判所に対して到達させたい通知書などを添付した申請書を提出して、申請を行い、裁判所から公示送達の許可がされた場合には、裁判所の掲示板に公示送達の掲示がされ、あわせて官報に掲載といったことが可能でございます。

こうした手続を経ることで所在不明となっている認定事業者に対しても、改善命令・認定取消しなどの措置を講ずることができるというものでございます。こうしたところに基づく処分を、さらに迅速かつ適切に行うために公示送達のさらなる活用というところを検討してはどうかというものでございます。資料1につきまして、事務局からは以上でございます。

あわせて参考資料1につきまして簡単に補足の説明をさせていただきます。関係団体のヒアリングをさせていただいた際に、輸入バイオマスの関係というところについても意見を聞いてはどうかといった委員からのご指摘でございました。

資料の提供いただいておりますので簡単に説明をさせていただきます。

スライド番号1ページ目ご覧いただければと思います。バイオマス発電における地域共生に関する取り組み事例といたしまして、稼働前の取り組みとして建設前に至る所に際して住民説明会の実施をしっかりとやっているということでございます。特に住民説明会で得られた情報を活用しボイラーの冷却方式の変更ですとか粉塵対策などによる燃料の保管方法の変更、また、バイオママスですので燃料を搬入するという事で、燃料搬入用道路の整備などについても様々な設計の変更なども行っているというものでございます。

2ページ目ご覧いただきますと、稼働後の取り組みの1つ目の紹介でございます。電気事業法等の法令遵守により安全運転を継続していくということと地域に密着した取組を継続的に実施されているということでございます。

1つ目は自治体との公害防止に関する協定書を締結されているということでございます。また、2つ目ですが地域産業活性化の取組といたしまして発電所での雇用など、こうした地域経済の貢献ということなどもやっておられるということでございます。③番の地域住民教育というところで再エネ環境に対する勉強会の開催とか見学会などを順序行っておられるということでございます。

4ページ目でございます。地域のコミュニケーションを継続されるということで、建設前に住民の方々と協定を結んだ事項以外に、設備稼働後におきましても、地域社会とのコミュニケーションを継続されているということで、継続的な地域の方々との意見収集業務の改善ということ、また、先ほどもしくは雇用面含めた地域への貢献というところについて、継

続にやられているということでございます。

事務局からの説明は以上でございます

○山内座長

どうもありがとうございます。山内でございます。

それでは、これから皆さんに議論していただくということになります。効率的に議事の進行をしたいと思っておりますので今回もお願いできれば幸いです。発言ご希望の場合はチャットボックスにお書きいただければと思います。資料1の論点について、皆さんのご意見を伺いたいと思います。ご発言ご希望の方いらっしゃいますでしょうか。

これは第1回目で提示いただいた論点のうち、違反状態の未然防止・早期解消、それから出力増加太陽光についてのルール見直し、それから大量廃棄の問題、関係法令順守といった論点についてまとめていただいています。

大貫委員ご発言ください。

○大貫委員

事務局におかれてはとりまとめ、大変ありがとうございます。全体を通して基本的に賛成させていただきたいと思います。その上で、小さい論点を3つほど申し上げたいと思います。

交付金留保のための積立命令の制度は、すでに導入した廃棄等費用積立制度における外部積立てスキームと同様の制度を導入するもので、大変安心感がある仕組みです。基本的に賛成します。

12 ページの交付金留保措置対象となる金額をF I T・F I P制度により追加的に認定事業者へ支援されている額とするところも妥当だと思います。再エネ特措法違反により奪われる利益はF I T・F I P制度により得たであろう利益に限り、市場取引したのであれば得たであろう利益まで及ぶのは適切ではないからでございます。

続きまして、交付金留保積立金制度は廃棄等費用積立制度に倣っていますが、大きな違いもあります。交付金留保積立金制度の場合、事業計画の認定が取り消されることがあることです。そして、このとき、著しい違反行為がある場合には、違反が覚知されてから、認定が取り消された時点までのF I T/F I P交付金の返還を求めることとされています。スライド9 ページです。

制度の建前からみても国民負担の観点からみても、また違反状態是正の必要性の観点から、事業計画の認定が取り消された場合に交付の返還過請求を行うことは適切だと思いますし、理論的に可能だと思います。ただ、この場合、法的な構成としては、複数ありえるようです。一つは、事業計画の認定の取消の効果は、違反があると判断されたときからするものです。認定の取消の効果は、違反時までさかのぼると構成されます。この場合、別に規定を置かなくても返還を求めることは理論上できるはずです。他方で、認定取消しの効果は違反時までさかのぼらないが、違反時点から以降は事業計画の認定の効果がないものとして、別途返還を求める制度にするのが一つです。生活保護法 63 条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときの被保護者の返還義務を定めて

いますが、この規定は、先行する給付決定の効果を失わせることなく、返還を求める規定と解されています。かなり理論的な位置付けの問題とも言えますが、余計な議論を起こさないように、明文で返還の規定を設けるべきだと思います。

例えば、補助金適正化法 17 条で、補助金交付決定の後に交付決定の内容等に違反した場合には、交付決定を取り消すことができる旨を定め、それを承けて 18 条で取り消した場合に返還を命ずべきことを定めています。尤もこの規定についても取消効果が遡ることを想定しているとする研究者もいるのですが。補助金適正化法 17 条のような規定を設けるのが明確であると思います。

最後に、返還の要件としては、著しい違反行為に限らず、原則返還請求を行うこととし、軽微な違反行為は除外するといういきかたもあろうと思います。事業者の既得の利益や信頼への配慮と適切な事業規律の必要性のバランスの観点から検討すべきだろうと思います。異常が一点目でございます。

次、25 ページに、WDS 記載項目のうち、一定のものは、処分業者やリサイクル業者において分析コスト削減に有効であるため、審議会においても、制度的な対応として情報提供を検討すべきとの事業者意見もあったとあります。

この主張自体は尤もですが、制度的対応としては、法令によってそうした情報を提供することを各事業者に義務付けるやり方もありますが、個々の業界団体に自主的な規制として情報提供を行ってもらいやりかたもあります。

自主規制は、メリットとして、規制内容の専門化・個別化に対応できること、国家の負担軽減などにメリットを見出します。もちろんデメリットとして被規制者の権利利益の侵害、民主制プロセスに対する閉鎖性などがあげられます。

このワーキングで各業界団体の皆様にヒアリングをさせて頂いた際に相当に組織率も高く、内部的に自治的決定が確保されている団体もあり、自主規制を導入する基盤がみられる場合もあるようにおもいました。

いま挙げたメリットやデメリットがありますから、制度設計には慎重さが必要ですが、法令により、あるいはそれに基づいて行政が各種規制を直接おこなうのではなく、行政の適切な関与をセットにしつつ、業過団体の自主規制（規格や基準の定立あるいは規制の執行）に委ねることも考えてよいように思います。

最後に、スライド 30 ページのところでございます。非FIT・非FIP 案件の対応について①に現状でも、例えば需要家主導による太陽光発電導入促進補助金の補助事業対象の要件として、再エネ特措法と同水準の規律を設けているところ。とあります、これはエネ庁の補助金だと理解しております。他の省庁にも同種の補助金はある得ますし、またいわんや自治体には同種の補助金があるかと思います。エネ庁の補助金のみでなく、他の補助金の交付要綱等にも再エネ特措法と同水準の規律がなされるように、モデル要綱のようなものを作成してはどうかと思います。特に自治体にとっては有意義だろうと思います。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。事務局からのコメントあるいはリプライについては、まとめたのちほどお願いすることにして議論を進めたいと思います。

次は興津委員どうぞご発言ください。

○興津委員

ありがとうございます。興津でございます。ただいまの大貫先生のご発言と重なるところもあるのですが、なるべく重複を避けつつ、いくつかコメント、あるいは質問をさせていただきたいと思います。

まず、スライドの4ページお願いします。理論的前提の確認ということなのですが、この1つ目の中黒で示された点は、おそらく私の発言を再録していただいたものかなと思いますので、ちょっとあの趣旨を確認させていただきます。行政法の観点から規制を考える上で、例えば単純なものとして飲食店の営業許可のような、もともと事業者が行動の自由を持っているものを直接規制するというものについては、規制のあり方としては必要最小限に限られるといったような立法の指針が変わってくるかと思うのですが、このFIT制度・FIP制度のようなものは利用者から集めた賦課金が原資になっているということで、税金を使う給付行政そのものではないんですけれども、しかし事業者に対して利得を付与する制度であって、いわば特権を与える制度であると考えられます。発電事業そのものを規制するわけではありませんので、営業規制などと異なって、必ずしも必要最小限の原則がそのまま当てはまるものではないということをあの以前申し上げたことがあり、今回のご提案もまあそれに沿っていろいろ考えてくださったのかなというふうに思いまして、そういう意味で大変積極的に評価しているところです。

この前提を踏まえまして9ページをお願いします。大貫先生のご発言にもあったところですが、違反があつて認定取消しまで至った場合に、違反時まで遡ったFIT・FIP交付金を返還させるということは、今私が申し上げた理論的前提からしても、正当化できることであろうと思います。違反があつたということは、利用者の負担によるその利得を得させる資格が事業者認められないということです。それが認められなくなった時点から交付金を返還させるということは、合理的に説明がつくだらうと思います。ただ、その疑義を払拭するために法律でその明文の根拠規定を設けるということは必要なことだと思いますので、そこは是非やっていただきたいと思います。立法政策として支持できるということをまず申し上げたいと思います。その上で、大貫先生の方から法的構成について、いくつかご説明をいただきました。その中で認定取り消しの効果が違反時まで遡るかどうかなという論点が指摘されていたかと思います。この点につきまして、考えましたのは仮に認定取消しの効果が違反発生時まで遡ることになりますと、当該事業者は違反発生時から認定事業者たる地位を失うことになりまして、それは何を意味するかということ、もちろん交付金を返還するというのも効果としてついてくるのですが、それにプラスして特定契約に基づいて買取を求める法的地位まで失われるという理解にもなりかねないのかな

と思います。その理解に基づいて特定契約が仮に違反時から無効になるといたしますと売電をした市場価格の分まで、もしかしたら事業者はその返さなくてはならないということになるのかもしれませんが。

理論的にはそのような制度の設計もあり得るのではないかと思います。ただ、今日の事務局のご説明からするとそこまではおそらく求めるものではなく、特定契約に基づいて売電をしたその市場価格分の対価は事業者としては受け取ることができ、違反発生時から認定取消し時までの分も受け取ることができるという前提でお考えになっていると私は理解しましたので、まず、その理解が正しいかどうかということは事務局にご確認をいただきたいと思います。

仮に、そのような前提で、今回ご提案されているのだとすると認定取消しが違反発生時まで遡るという構成を取ってしまうとちょっとその説明が難しくなるかなと思いますので、認定取消しの効果としては、あくまでも取消しの決定処分が行われた時点から将来に向かって発生すると整理し、しかし、その違反発生時から取消しまでの分は別に法律で定める返還義務なのか、返還命令なのか、そのような制度で取り戻すと考えるとスッキリするかなと思いましたので、その点含めてさらに細部のご検討いただければということをごコメントとして申し上げたいと思います。

それから、同じスライドの積立命令について一言申し上げます、積立命令も事業者に対する不利益処分ということになりますので、本来は行政手続法に基づく意見陳述のための手続が必要なところ、これは金銭処分であるということなので事前手続をスキップしても事後的に精算が可能であると、その観点から行政手続法第13条第2項第4号という適用除外規定が設けられているので、この適用除外に該当すると整理するというので、それはそれで結構かなと思います。

ただ、その場合ですと積立命令も独立した不利益処分である以上、この積立命令がなされた時点で事業者がそれに対する行政不服審査を請求したり、あるいは、取消し訴訟を提起したりということもできるのかなというふうに思います。そうすると仮に積立命令の適法性が争われるのと並行して認定取り消しに向けた弁明の機会の付与、あるいは、弔問などがなされて、複数の手続が並行して、走るということもあり得るのかなと思います。それはそれで別にいいんじゃないかと思いますが、そのようなことを想定されているのかどうかということについて、ちょっと事務局の方に確認をお願いしたいと思います。

それから、スライド32ページをお願いいたします。

送達についてです。所在不明事業者に対して公示送達の規定を設けるというご説明がありました。それ自体は賛成です。

その前提として、行政処分については、いわゆる到達主義と呼ばれる理論が取られていまして、相手方に行政処分の意思表示が到達しなければ、改善命令なり認定取消しなりの効力が発生しないという原則があります。ところが、事業者が所在不明になってしまうとその到達させる術がなくなってしまうので、公示送達で、例えば、裁判所の掲示場に掲示をすると

か、官報に掲載するといった方法で到達したことにするというのが公示送達制度だと理解しています。

この公示送達の制度を設ける前提として、その所在が分かっている事業者に対して、送達をする場合は行政処分の通知書などを何らかの手続きを踏んで、送るということが必要になると思うんですが、それが現在ですね一般的な整理としては行政処分については設けられておらず、個別法に特別の規定が設けられているというのが現状だと思います。

現在再エネ特措法には、所在が分かっている事業者に対する送達の規定も置かれていないのではないかと思いますので、公示送達の設定を設けると同時に所在が分かっている従業者に対する送達の設定も設けるというご予定があるのかどうかということについてお聞きできればと思います。

行政処分を確実に相手方に到達させるということは手続き補助の観点から非常に重要なことですので、所在が分かっている事業者に対して送達の設定を設けることも大変あの結構なことだと思いますので、その観点から制度の整備をお願いできればと思います。

その観点からすると公示送達というのは、裁判所の掲示版とか官報とか、ほとんど普通の人できないと思いますので、送達がされたことにするというフィクションの制度であって手続き補助の観点からは慎重に用いられるべきであると言えるのですけれども、ただ、本件で導入が予定されているケースというのは変更の届出を怠っており、つまり、事業者の責任において違法状態になっていて、それで所在がわからなくなっているということですのでそういう人にその手続き補助の利益を犠牲にして一定の不利益を完治させると、公示送達をもって調達がされたことにするというのは十分説明がつくと思いますので、その観点から公示送達の規程もぜひ導入していただくといいかなと思いました。私から以上です。

○山内座長

ありがとうございました。重要な論点をご指摘いただきまして、これも後ほどまとめてよろしくお願いします。

それでは次のご発言者は大関委員ですね。どうぞ。

○大関委員

事務局におかれてはいろいろと整理いただきありがとうございます。各論点について、少しコメントと質問をさせていただきたいと思います。1つ目が違反の未然防止と早期解消についてですけども、全体の方法論について特に理論はありません。コメントとしてはどちらかというと運用の話だと思うんですけども、他法令遵守をFIT・FIPで求めている、違反の状態というのがおそらくこの図の中の左下のところに発生のタイミングになるというふうに認識をしています。

そうすると他法令の違反が確定するタイミングというのが極めて重要であるので、しっかり整理しておく必要があるだろうと思っています。

例えば再エネ特措法で違反発生が、他法令において弔問後の認定取消しと同じような状態、上の状態の認定取消しみたいなところが他法令の違反であるとなると、実質的には前と

変わらないようなことにもなってしまうと思うので、その辺り他省庁さんとも調整していただければと思います。

例えばその山梨県であったような林発違反での事例があったと思いますけれども、この新しい制度において、これがしっかりと把握して未然に防止できているのかとか、少し具体的な事例も踏まえて事務局の方で確認していただくのがいいのかなというふうに思います。

再エネ特措法でかかるような要件、例えば外形的にわかりやすい柵塀とか標識はおそらく極めて迅速にできるんじゃないかと思いますが、他法令との関係はしっかりと省庁と連携して調整いただければと思います。

もちろん電気事業法もありますので経産省の関係部局とも調整いただければと思います。

あと廃棄費用の取り扱いについて 17 ページ目ですけれども事務局のご提案に特に異論はございません。質問として 17 ページに関係法令遵守の確認というのがありますけれども、これは文面にある出力変更に伴う変更認定時だけなのか、それとも他の変更認定時も同じなのかを確認させていただきたいと思います。また、出力変更に伴って他法令側で、例えば電気事業法や林発の土地規制において、出力の変更により面積が変更となった場合に、そちらでも変更の手続きが必要なケースが出てくる可能性もあると思うのですが、認定の確認と、どちらが先になるのかというのは、もしわかれれば教えていただければと思います。

あと出力上限の増分については、この委員会の議論ではないのかもしれませんが、出力増分の上限がないという認識でよかったかというのは、一応確認です。ほぼ丸々更新する場合は経済的なメリットがそんなにあると思わないので、ほとんどないと思いますが、確認として教えていただければと思います。

あと、コメントしてはその十分な廃棄費用の確保や適切な廃棄が行われるかについては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の中で閉じるというのはかなり限界があると思っていますので、その非 F I T・非 F I P の議論と同じだと思いますので、そのターゲット層以外の法令も含めて継続的にご検討いただければと思っています。

大量廃棄について、27 ページ目についてですけれども、これはコメントを先に申し上げると、JPEA さんのご努力でガイドラインを作っていただいたというのは非常に有効だったと思っています。ただ、実際の廃棄の断面で事業者によってはもっと情報が必要であるとか、ケースのばらつきがまだあるのかなというふうに思っています。なので、情報の整理を今後していただくと思うんですけども、太陽光電池メーカーに加えて排出事業者、実際に廃棄に携わるような EPC とか保守点検事業者、あとと受け取る側の中間処理事業者とか最終処理事業者にしっかりとヒアリングしていただいて、必要十分な情報を整理していくという方向で進めていただき、しっかりと整理していただいて、その上で関係者にしっかりとそれで廃棄できる情報ですということを周知することと、あわせてお願いしたいなと思います。

その中でデータベース化の話が書いてあったと思いますが、これは非常にいい取り組みだと思いますが、これは F I T 法の中で閉じずに非 F I T を使えるようなシステムに組み込んでいただければと思います。

あと質問ですが、太陽電池モジュール、太陽光パネルについての議論だと思いますけども、基本的に歯パワーコミッショナーとかいうのは、この関係については不要であるという理解でよいかという質問です。パワーコンディショナーが今問題になってると思ってませんので確認のためです。

31 ページ目の非F I T非についてはコメントですけども、当面補助金案件で対応するというのは理解し、それやはり電気事業法が全ての電気工作物にリーチできる法律であるというようなことを考えれば、電力安全小委での議論は極めて重要だと思っています。提言にもあるように、電気事業法との関係法令との関係について、今回の再エネ特措法との関係でもやられているところは、各省庁と連携してやっていただきたいなと思います。

32 ページ目の所在不明事業者です。ご提案の方法に特に異論はないんですが、ちょっと質問なんですけど、これも運用の話かもしれませんが、もし認定取り消された場合はもう復活することはないという理解でよいでしょうか。これは趣旨としては、取り消されたと気付くのは、おそらく収益が減った場合に気がついて、その時はもう手遅れであるというようなことなんでしょうと聞いていてそれはやむを得ないかなとは思いますが、そういうことでもいいかという質問です。この場合、特定契約での関係も切れて、系統連系の枠も取り消されて事業継続が難しいということにもなるのかなと思うので、この特定契約とか、系統枠との関係というのがどうなるかちというのは、教えていただきたいと思います。ひいては、その廃棄との関係も出てくるかなと思っています。以上になります。

○山内座長

はい。ありがとうございます。先ほどと同じようにまとめて、お答えいただくことにします。次は神山委員です。どうぞご発言ください。

○神山委員

はい。神山です。よろしくお願いいたします。

今回の事務局からの論点整理された上でのご提言に大変感謝しております。それらについて私も全体に賛成という観点でいくつかご意見述べさせていただきたいと思います。

一点目でございます。9 ページ・10 ページ目でご提案いただいた交付金の留保するための積立義務を課するという部分です。改善命令や認定取消しに至るということは実際多くないと伺ってまして、そうした手続きよりも早期の違反状態の解消というのが望ましいと考えますその点でも補助金等を返還いただく、要するに取り上げるという形ではなくて、自らのプール金である、推進法によりサポートされている部分というのを取り戻すために、早期解決を図らねばと事業者等が考える仕組みというふうに今捉えております。早期解決を図るインセンティブを付与するためには効果的であると考えて賛同いたします。

また 12 ページの部分ですが、こちら大貫委員や興津委員から、ご意見があったと思うのですが、推進機関が買取義務者に交付する金額は、認定事業者からの買取価格からその電気を調達するに要したと考えられる費用である回避可能費用等を控除した額、つまり、F I T 法等によって、追加的に支援されている額に限定するということにも賛同いたしたいと思

います。心情的にはより大きな金額をある意味担保しておく方が事業者には、より適正なインセンティブが増すとは考えております。

しかしながら、電気の買取契約部分については、実際に売電されているのであれば、有効であると考えてのが、妥当です。また、興津委員もおっしゃっていた、取消時点以降はとして考えてはどうかという観点について、事業認定時までさかのぼることで事業者としての地位にまで影響を与えることも制度設計としては可能なのですが、そのような形というのは本件では望ましくないかなと私の方では考えておりまして、取締り法規の違反を早期解決させるための推進法の趣旨にのっとり、F I T制度における支援部分の金額に限定するというご提案に賛同いたします。

2点目です。17 ページですが、出力増強・更新時の廃棄の部分です。左下のところに書かれていますが、関係法令遵守や適正廃棄がなされているかどうかを確認することが重要であろうと考えています。事業者への廃棄の委託契約書なり、領収書を確認するプロセスを加えることというのを検討いただければと思っていまして、善良な事業者にとって過度な負担にならない仕組みを考えていただければと思っています。

3 点目でございます。20 ページ以下の部分ですが、科学技術の進展が早いですし将来に対して期待する部分というのも大きいですから、つつい先延ばしにしてしまうものですが、導入段階から自身がどういうものを導入しているのか、廃棄物処理業者との実際の契約はできないのですが、その廃棄の仕方にはどういう留意点があるのか、などをあらかじめある程度把握しておく必要があろうと思っています。

パネルの型番を申請時から明らかにしている現行の仕組というのは廃棄の仕方を考える上でも有益であろうと思います。その点では、24 ページ以下の任意の仕組ですが、こちら大貫委員から自主規制という言葉もありましたが、パネルの組成成分や含有物質等の情報のさらなる提供というのは、透明性のある経営と循環型社会の形成に資するといえ、大変有効であろうと思います。また 2030 年代の後半に到来するとされる、卒F I T及び廃棄のピークに合わせての啓発活動も、今回の法令の改正とは別に環境省様と一緒に丁寧に進めていただければと思っています。

最後に 4 点目です。32 ページ以降の所在不明事業者に対する規律の徹底のために、特措法に規定を加えるという件も賛成させていただきます。興津委員から事業者の責任において所在不明になっている点というのを踏まえる必要があるという御指摘もあり、納得大変納得するご意見だと思っています。現行の公示送達では大変時間がかかるということが指摘されています。発電に関する施設において管理者不在という状況は早々に回避する必要があると思いますので、スピード感を持って臨んでいただきたいなと思っています。例えば太陽光発電施設ですと浸水したり破損したり、光が当たったりしても感電することもありますので、むやみに近づいたり触ったりということが大変危険だという施設にはなっています。また太陽光パネルによっては鉛とかカドミウム等の有害物質が使われていて、漏れ出るといふこともあると思いますので、早めの対処のためにもそれなりの規定と

というのが準備されるべきであろうと考えております。以上でございます。

○山内座長

はい。ありがとうございます。

それでは松本委員ですね、どうぞご発言をください。

○松本委員

はい、山内座長ありがとうございます。今回の論点につきましては事務局が示された方向性に全体として賛成したいと思っております。その上で 2 点、コメントさせていただきます。

まず一点目は他の委員の皆様方も発言されました。9 ページになります。違反状況の未然防止・早期解消に向けた制度的措置案についてですが、②の著しい違反行為については認定取消に加えて、違反時点から認定が取消された時点までの F I T・F I P 交付金の返還を求めるという点でございます。

私もこの点につきましては合理的であり、案については支持しております。ただ、他の委員からも懸念点も出されておりましたけれども、私も裁判にならないように、やはり一旦交付金が支払われたものをまた返還するというのは事業者にとってはなかなか気持ちとして難しい面もあるのではないかと思いますので、しっかりですね裁判にならないような返還の規定を定めていただきたいと思います。

もう 1 点は、3 つ目の論点の大量廃棄に向けた計画的対応についてです。事務局が 20 ページに示されました論点については異論がございません。その上でコメントさせていただきたいと思います。

21 ページの使用済み太陽光パネルの排出量の予測を見ますと、2035 年から 37 年に年間 17 から 28 万 t 排出のピークを迎えます。こうしたことから、埋立処分場の逼迫に繋がる懸念があるということで、環境省が使用済み太陽光パネルについて解体業者などに再資源化を求めるなど、制度設計を進めているということが伝えられております。

リサイクルなどの適正処理が可能な全国の産業廃棄物中間処理業者の拡充とともに、リサイクル事業での効率的な回収・運搬方法が求められると思います。これについては自治体や公的機関の取り組みが重要になると思っております。

例えば、福岡県では昨年 7 月に全国初となる「廃棄太陽光パネルスマート改修支援システム」を開発しておりこのシステムを利用することでメンテナンス業者が使用済み太陽光パネルの保管情報をクラウド上に登録し、収集運搬業者がルート改修を行い、リサイクル業者へ回収することができるということです。収集運搬業者リサイクル業者への手配をソフトで一元化して行えることは大きなメリットですので、こうしたシステムが横展開していくことを非常に期待したいと思います。

また太陽光パネルの排出量予測では、2041 年から 43 年頃には排出量が大きく減ってその後 10 万 t 前後で推移する見通しとなっていることから、廃棄パネルの処理やリユース・リサイクルに関わる民間事業者の事業運営に大きな影響が出ないよう配慮が必要になるの

ではないかと思っております。28 ページの事務局案にありますように、リサイクル、適正処理に関する対応の強化に向けた検討は環境省と連携し、引き続き検討を深めてほしいと思います。以上です。ありがとうございました。

○山内座長

はい、ありがとうございました。それでは次は桑原委員、どうぞご発言ください。

○桑原委員

はい、ありがとうございます。事務局のとりまとめ、ありがとうございました。私も今回の事務局の取りまとめでいただいた方向性に基本的に異存ございません。その上で、3 点コメントないし質問をさせていただければと思います。

まず 1 点目は、9 ページのところでございます。交付金を返還する場合の法的な構成のところは大貫先生や興津先生、ご意見も踏まえながら詰めていただければと思いますが、一点確認させていただきたいところとして、著しい違反行為というのが返還を求めるのが要件になるのかという点でございます。つまり、認定取消しがあった場合に、返還義務が生じるのはあくまでも認定取消しがあった場合ということであれば、それに加えて、著しい違反行為という要件を重ねて課すのが良いかというところがちょっと疑問に思ったところです。

認定取消し自体がよほどの場合でなければ生じないということであれば認定取消しされたこと自体で著しい違反とほぼ同様なのではないかという気がするところですので、あの認定取消しにまで至ったが、著しい違反ではない、あるいは、軽微な違反だということで返還をしないでもいいというようなケースがどういう場合にありうるのか。何か想定されるようなケースがあるのであれば教えていただきたいと思います。

それから 2 点目は 12 ページのところですが。私も留保・返還命令の対象となる額が F I T の場合には回避可能費用を控除した額というのは合理的ではないかと思っております。やや細かいテクニカルな点になりますけれども、留保の場合に、回避可能費用相当額が交付されることになるわけですが、そこからその解体等積立金は控除される、相殺されるということでもいいのか、相殺しきれない場合には、F I P もそうだと思いますが、別途積立てをさせるのか。あるいは、留保金の返還のところ相殺させるのかといった、ややテクニカルな論点にはなりますが、そのあたりの制度の詳細設計もお願いできればと思います。

それから 3 点目、17 ページでございます。ちょっと事務局のご説明を聞き違えたかもしれないのですが、太陽光の廃棄費用の積立を調達期間内だけで賄おうということなのか、それとも調達期間を過ぎた後でも、何がしか積立の方法を工夫して、作っていくということなのか、そこもちょっと確認をさせていただければと思います。調達期間内の積立に限定すると、どうしても当初に大きく積立を行わなければいけなくなる可能性も生じて、経済合理性を持たせるのかというところが気になっております。

逆に、その調達期間後の積立というようなことが、制度設計ができるのであれば、1 点目のところの期間中の更新時の解体等積立金についても、既存のものを 1 回使った上で新規のものについて新たな積み立てをするといった工夫の余地がないのかなと思いました。事

業者側の経済性のところにもあの関係していくと思いますので、今後事業者の意見なども聞きつつ制度設計を検討していただければと思います。以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。次は高村委員どうぞ。

○高村委員

はい、ありがとうございます。既に委員からご発言があったところも多いのですが、いくつか発言をさせていただければと思います。基本的には事務局ご提案の内容について議論はございません。まず議論だった多くの委員から議論にいたる違反状況の未然防止、あるいは早期解消措置の新設については、もう既にあの大貫委員、興津委員、桑原委員からご指摘あった点と重なりますので、重複して発言しないようにしたいと思います。

2点目ですけれども、スライド17のところの出力増強更新時の廃棄等費用の取り扱いについてです。基本的に現行の制度を前提にしたときには、ご提案の方法で良いと思っております。ただ、やはり変更認定を伴わない場合や、あるいは買取制度によらない、Non-FIT・Non-FIPのような案件に関して、こうしたケースもありうることを考えると、この後の大量廃棄に向けた計画的対応という項目にも関わりますは、やはり、太陽光パネルの廃棄・リサイクルなどの適正な処分を行うことについて、排出事業者への義務付けの可能性も含めて、制度をしっかりと作っていただくということが、重要だと思っております。規律検討会でもこうした議論があったと思いますけれども、環境省さんだと思いますけれども、ぜひ検討いただきたいというふうに思います。

3点目ですけれども大量廃棄に向けた計画的対応のところでは、廃掃法の規定である排出事業者が情報提供する義務ということがかかれています。当初の認定事業者と排出事業者が異なる可能性もあり、その意味で今回ご提案されている認定申請の方の情報の中にしっかりその情報を含めるという点については適切な点な対応かなと思っております。ちょっとこの設備に関して含有物質等の情報をどこまで、どういう形で記載するかという実務的なところはございますけれども、少なくとも使用されるパネルの品番・型番、製品の規格が記載をされることが望ましいと思います。また、今回検討事項として書いてくださっているパネルそれぞれの品番型番ごとの含有物質等の情報データベースについて、認定申請時の情報を出していただくとしても、それが本当に適切な外部情報が記載されているのかということを確認する意味で、こうした情報のデータベースが合わせてやはり必要ではないかというふうに思っています。情報のデータベースについて、もちろん任意でということもありうると思いますが、しかし日本に設置されたパネルの相当部分が、輸入パネルになっていることも考えると、日本において使用されるFIT・FIPの対象となる案件に使用されるものに限らず、日本において販売をされる製品の太陽光パネルの含有情報を製造者または輸入者に開示をしてもらい、それを情報データベースに登録を求めるということを考える必要があるのではないかと思います。そうすることがこれから排出をされる太陽光パネルを適正にリサイクル・リユース、適正に処分をしていくということに繋がってい

くと思っております。

最後の点は非F I T・非F I P案件もあるいは卒F I T卒F I Pも含まれると思いますけれども、やはり最終的には大関委員もご指摘させていただいた通り、電気事業法のもとの対応強化やはり必要だというふうに思っています、この点ぜひお願いをできればと思います。以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。圓尾委員何かご発言ございますでしょうか。

○圓尾委員

はい圓尾です。私も事務局の提案は全て賛同したいと思います。

その上で一点目の、未然防止について、あの一言申し上げたいと思います。この事務局のご提案は、違反事業者に対して何かペナルティを課すというものではなくて、違反事業者が制度的なそのメリットを受けないように少なくともするということです。この程度の措置は当然あの講じられるべきというふうに思います。その制度的メリットが何かということで、12 ページに書かれているように回避可能費用を引いて、国民負担で賄っている部分と留保額を一致させるということですが、これは買取事業者から見ると回避可能費用の問題っていうのは収支上いろいろ別の観点であると思いますが、ただ、違反事業者から見た制度的なメリットっていうことを考える上ではこのように考えて整理するのが、妥当かなと思います。このため、この点については違和感ないです。

大貫委員始め何人かの先生がおっしゃいましたが、このように考えると、9 ページのところに書かれている著しいという定義がこれでいいのかということちょっと考えるところあるかなと思います。つまり、原則として返還をするとしておいて、軽微なものについては適用除外にするような整理でもいいのではないかと思います。つまり、ペナルティを課すということであれば、著しいということで重い処分を科すというような整理もあるかと思うんですけれども、違反事業者に対して制度的なメリットを受けられないようにすることなので原則全てに適用するというような考え方でもいいのではないかと思います。以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。それでは委員の方のご発言がああ報酬終了いたしましたのでオブザーバーの方のご発言に移りたいと思いますがまずは九州電力の松本オブザーバー所得ください

○松本オブザーバー

はい、九州電力の松本です。音声届いてますでしょうか？

○山内座長

はい。大丈夫です。

○松本オブザーバー

私からは、F I T買取義務者の立場から資料 9 ページの交付金留保のための、積立命令の

詳細スキームを中心に、計4点ほどコメントさせていただきます。

まず、1点目が、違反の未然防止についてです。再エネ発電の事業規律を徹底するため認定事業者に対し、違反の未然防止早期解消を促す仕組みを検討していくことは今後地域と長期に強制する再エネ導入を図っていくためには非常に必要になるものと考えております。資料9ページに記載されている事務局案の交付金留保という仕組みが早期解消を促す仕組みとしては有効と考える一方で、未然防止の観点からもう一段強い対応が必要ではないかというふうに考えます。なぜならば、違反状況の解消に留保された交付金を取り戻せるのであれば、違反状況のまま事業を開始する場合と違反状況を解消してから事業を開始するという本来あるべき姿の間では総収入が変わらないことになるため、未然防止にならない恐れがあるからです。それから、違反状況が継続している場合、最悪の場合は地域住民の方々の生命財産が危険にさらされるという状況も継続しているため、事業者の財産権の配慮が必要な点があるということを承知しているものの、例えば調達単価そのものを一定程度減額するあるいは調達単価での買い取り行われななど不可逆的な要素というのも、未然防止には必要ではないかと考えるからです。

次に留保スキームについてです。資料10ページにありますような買取義務者を経由した形での交付金の支払いを留保するスキームで運用する場合は、我々買取義務者の支払いシステムにおいて実際には買取費用と相殺するための新しい機能を追加する必要が出てまいります。また、我々は民民の契約に基づく認定事業者に対する買取費用の債務を負っているため今回が積立措置を行うためには特定契約の内容を変更し、そして、個別の契約の再締結が必要になってきます。その際、違反を犯していない多くの認定事業者に説明しても、おそらく納得いただけない、つまり、契約を変更できず、保留分が手出しになるリスクということも懸念してございます。

このようなことが生じないように、例えば、積立命令に特定契約に優越した抗力、すなわち契約をオーバーライドできるような効力を持たせるよう改正も含めて検討いただくなど、今後の詳細設計にあたってはこうした買取業者の実務面での負担やリスクを最小限にするようなスキームをお願いするとともに、システム変更がありますので準備期間について十分配慮いただきたいと思いますと考えてございます。

次に3点目、資料16ページですかね。出力増加時の中で見直しがございます。買取事業者として一点申し上げます。見直し後価格変更のイメージとして当初設備分と増出力部分で買取価格を加重平均する案をご提示いただいておりますが、認定事業者ごとに単価が異なる仕組みとなりますので、買取義務者としては現行システムとは実は大大きく異なる個別発電事業者向けの新たな機能を追加する必要があります。さらには現在は約款に基づき、いわば共通的な契約を締結しておるのですが、変更後は認定事業者から個別に単価を掲載した契約書の取り返しを求める可能性もありまして、数が少なければ良いのですが、多くなるとかなりの業務負担となる恐れもあります。こうした買取義務者の負担やシステム変更の準備期間についても考慮いただきながら、詳細な制度設計を進めていただいていた

いと思いますし、実務についてはしっかりワークするように事務局と進めてまいりたいと思っています。

最後に 4 点目。パネル大量廃棄問題について、第 1 回私も指摘した点も含めて受け止めていただきありがとうございます。松本委員から福岡県の事例をご紹介いただきました。この点、我々も実はよく承知しているところでございます。実際、リサイクル事業者・廃棄事業者へのヒアリングを踏まえて、ご提案のような省庁間を超えた取組を促進していただくようお願い申し上げます。

発言は以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。次は広域機関の梶原オブザーバー、どうぞご発言ください。

○梶原オブザーバー

広域機関の梶原です。ありがとうございます。我々も事務局のご提案内容については、大きな流れとして異論があるものではありません。広域機関としてはですねこういう交付金交付や廃棄等費用積立に関する業務を受け持っておりまして、業務フローの観点からコメントさせていただきたいと思います。

まず、業務スケジュールへの影響についてですが、違反覚知から積立開始までの期間について確認したいと思います。現状 F I T の場合だと、交付金の交付は、電力の供給からおおよそ 5 ヶ月頃でありまして、この措置を行うにあたっても、このタイミングで広域機関が管理する積立口座に入金されることになると考えておりますが、この認識で良いでしょうかというところです。正直に言いましてこれを早めるということになると、我々の業務スケジュール上非常に厳しいかなと考えております。

それから、次に業務システムへの影響についてですが、12 ページ目に米印で買取義務者に支払分については、留保額に含まれないとありますので、買取義務者には支払っているというふうに解釈します。それ自身はやむを得ないというか、当然かなと思いますが、算定された交付金の中で一部は積み立てて、一部は支払いということになるのかなと思ひまして、我々としては、複雑な処理フローをシステム化する必要があります。F I P については、それよりはシンプルなのですが、こちらについてもいくつかのシステム改修が必要になりますので、F I T ・ F I P それぞれのシステム改造が必要となります。限られた期間で最適・正確な処理フローを決めて、システム構築する必要があることを考慮いただきたいと思いますと考えております。結果的に、できればこの極力シンプルな仕組みとなるようにもご相談させていただきたいと考えております。

それから F I P ともに、廃棄等費用の積立方法にも少し心配をしております。違反者への措置としては、交付金留保の積立と書いてある通り、廃棄等積立は別扱いで、それぞれ徴収すればいいと思うんですけど、積立金の徴収業務という煩雑に関して、廃棄等費用を別についた徴収するということになると思うと業務量の観点で気になる場所がございますので、措置措置の効果とあわせて検討の中でご配慮いただければと考えております。

発言は以上です。

○山内座長

はい。ありがとうございます。それでは次は山梨県雨宮オブザーバーどうぞ。

○雨宮オブザーバー

はい山梨県の雨宮です。ありがとうございます。

9 ページの違反状況を未然防止の関係について原爆コメントさせていただければと思います。事務局の示しいただいた案につきましては、私どものあり方検討会から申し上げておりました意見も反映していただいたものと思います。大変感謝申し上げます。その中で、制度設計等にあたりまして財産権の侵害等の観点も踏まえて適当なものかなと考えています。制度の創設による抑止力も含めて、有効に働くことを願っております。

一点、認定取消しに至った案件というのは、委員からもご指摘があった通り、これまでもあまり例がないと思います。そうした中で、大関委員からもご発言がありましたけれども、個別法である、例えば森林法による改善命令等があった場合、あるいは、積立命令が発する段階の違反の覚知の段階というのを、どのように取り扱っていくのかということについて、実際、現場を預かるものとして、今後も協議をさせていただいて、実際運用上効果があるような取り扱いになるようにしていきたいと思っていますので、またご協議の方をよろしく願いいたします。以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございました。それではあの、次は那須塩原市相楽オブザーバー、どうぞ。

○相楽オブザーバー

ありがとうございます。特に今まで重複してくるので特にこちらからはございません。

○山内座長

はい。産総研の大関委員から追加発言ということで、どうぞ。

○大関委員

すいません。1点だけ、違反の留保の話と取消しの話かもしれませんが、非化石価値の関係っていうのはなんかどう整理されているかをちょっと教えていただければと思います。そんなに影響はない気がしていますが、確認のためお願いします。

○山内座長

はい。ありがとうございました。

その他ご発言ご希望の方、いらっしゃいますでしょうかね。皆さん一通りご発言いただけます。それではよろしければ、事務局の方からですねご回答あるいはリプライをお願いしたいと思います。

○能村新エネルギー課長

はい、ありがとうございます。各委員から非常に多岐にわたるご質問、ご指摘をいただきました事を事務局として感謝申し上げます。

まず大貫委員、興津委員からですね、まず違反時におきます取り扱いについて法的な整理

含めて、ご発言いただいているところでございます。法的な整理につきましては、さらに我々としても議論を詰めていきたいと思っております。両委員からご指摘いただいた特に違反時における返還のところにつきましては、明確に規定するよというところをご指摘いただきました。松本委員からも訴訟にならないようにご指導いただいたところでございますので、再エネ特措法におきます位置付けというところも明確に規定できるような方向性での検討をぜひ進めてまいりたいと思っております。また、著しい場合には返還というところにつきましては、複数の委員から様々な御指摘をいただいているところでございます。まず、前提といたしまして現行の再エネ特措法におきまして、取消しというところの効果というについては将来に向けた効果、将来効としての位置づけという形で、これまで運用してきているというのが現実でございます。こういう中で今回違反時点というところから、認定が取消されるまでの間について、著しい場合には、返還を求めていくということについては、明文規定を置きながらこうした返還ができるようなことを明確に位置づけていったらどうかというものでございます。こうした現行のこれまでの将来効としての取消しの効果というところの前提の中で、今回事務局としての案を整理させていただきました。その中であっても、著しい違反行為というところについては、どういったことを外延としてやっていくのかという観点と、また取消しについては、原則取消し後、返還を求めて、軽微な場合にだけ除外するというやり方といったご発言をいただいております。そういう観点から、現行の取消しにつきましては、将来にわたって実際事業ができなくなるという、非常に厳しい措置で、地位を失うということになりますので、特に返還というものなどについては規定をしていないという状況ではございます。こうした中で現行のこれまでの、事業者としての地位も取消しによって失うということまでは、事業を行えなくなるという中であって、取消・返還ということ自体をこれまでは特に観念をしていなかったということではございますけれども、今後はこうした違反状態を抑止し、かつ、著しい場合にはそういったものについて明文化して返還を求めていくということを、今現在は考えてございますけれども、今回いろいろご指摘いただいている中で、我々としてのベストなものは何なのかということについては、さらに整理をしていければなと思っております。現状については、まず、将来こうであるということと取消しによって事業者としての地位を失うことということの中で、現行のたてつけを前提とすれば、違反時点からの返還を求める場合には、明文化していく必要があるという考えでございます。こうした中で、大関委員からも取消したされた場合に特定契約との関係はどうなるのかといったご質問をいただいております。この点につきましては、特定契約の観点で、軽微な場合には取消しを持って直ちに特定契約自体が解消されるというわけではございませんけれども、特定契約が解消された場合は、新たに相対契約等を締結していただく形となります。ここもう少し我々も整理をしていきたいということを考えています。

公示送達 of 観点でもご指摘をいただいております。興津委員からは個別法で規定をしている例もあるということで、再エネ特措法においても規定をすることを検討すべきでは

ないかということで、この点について、そういった方向で検討を進めていければと思っています。ところでございます。また、所在がわかっている事業者についての規定についても、併せて検討をしてまいりたいと思っております。

また、積立命令などにつきまして、行政不服の手続も含めて様々な手続きが同時に、走ってしまうのではないかと考えてございますけれども、確かに行政不服などについてその批判に応じた積立命令がおきた場合に、行政不服などもあり得るということでございますが、まず、行政不服も長きにわたる手続きもございます。その間、積立命令自体は効果を有するというのであれば、違反状態にある中では交付金が留保されます。手続は併存しているのかというクエスチョンについては、それは許容されているというものでございます。

大関委員から他法令遵守のところについてはしっかりと関係省庁との連携を含めてやっていく必要があるということ、また、先ほど山梨県さんの方からも実務についてよく連携していく所があるといったご指摘をいただいております。まさに、我々サ再エネ特措法の認定プラットフォームなどをベースにしながら、関係法令の遵守状況などについても、そのプラットフォームを通じて所管されている部局、関係省庁、都道府県といった方々と、情報の共有をいかに速やかにやっていくために、効率的に双方の情報を共有できるような制度運用というところができないのかなと思っています。運用面で改善を行ってまいりたいと思っております。

また、大関委員から関係法令遵守について、パネルの増設・更新のときに関係法令遵守を見ていくというところについて、他の変更認定申請のときに同じようにやってるのかということをご指摘いただいております。当然の関係法令遵守というのは、あの再エネ特措法全体を貫くものでございますので、当然そうした観点では当然確認をするようにはしてございます。今回のパネル廃棄とあわせて、関係法令遵守を確認していくということでございますので、一部廃棄が伴う場合にはその廃棄が適切に実施されるということも、併せて確認していくとございます。これも実務的にどういう形がベストなのかということは、しっかりと検討をしてまいりたいと思っております。また出力変更の上限はあるのかというご質問につきましては、現在上限を設定することは考えてございません。また、PCSについて今回太陽光パネルだけなのかということですが、大量廃棄という観点からまず太陽光パネルというところでございます。PCSにおいても廃棄物として処理されていくということになっていきますが、圧倒的に量という面ではパネルということなので、そこを先行して議論をさせていただいております。PCSについても、今後その量もみて、廃棄に向けた取り扱いについて、必要に応じた検討を加える必要もあるのかなと思っています。また、これは大関委員、高村委員からもNon-FIT・Non-FIPについては電気事業法並びに関係法令の連携というところについてのご指摘をいただいておりますので、これは関係する課室にもしっかりと共有したいと思っております。

また、関係法令の先後関係についても、大関委員からご指摘をいただいております。この点については、必要に応じてまた事務局の方でも整理確認をしてみたいと思います。

桑原委員からいただきました法的構成については、先ほど申し上げている通りしっかりこれから詰めていくところでございますが、著しい違反行為取消に関するところについては、先ほど申した通りでございます。解体等積立金と今回の違反があった場合の留保措置との関係につきましては、別途改めて我々の方でも、整理をしてご説明をこの場でもさせていただければなと思ってございます。

また、積立を行う期間というところで、この資料にも書いておりますけれども、原則は交付期間中に積み立てるということでございますので、当然それを念頭に考えていく必要があると思っているところでございます。ただ、今回事務局の資料におきましても、出力変更時における廃棄等費用につきましては、当然外積みというところを前提にしつつ期間内で、十分な費用をいかに確保できるかということについて、様々な工夫の余地があるのかないのか、さらに検討を深めていきたいと考えてございます。

高村委員からリサイクルの義務付け、もしくは、資源循環に向けた全体的な考え方につきまして、しっかりと環境省さんと連携して検討すべきといったご指摘いただいております。まさに、この資料の中にも書いてございますが、実態を踏まえながら進めて参りたいと思っております。また、情報のデータベース必要だというご指摘をいただいております。まず、国内のものまた海外からのものも含めて、F I Tの中に閉じるのではなく、その次のいろんなプロセスでも使えるような形で情報の発信ということも含めて、しっかりと検討していきたいと思っているところでございます。

今回少し事務局の資料が料金の交付金の留保というところに寄ってしまったことは少し私ども反省をしております。その他、九州電力さんからご指摘いただいているシステム上の点を含めまして、実務的にしっかりと効率的にワークするようなやり方ということについて、よく連携をさせていただきながら進めて丁寧に進めてまいりたいと思います。確実に回る仕組みをしっかりと連携しながら作り上げていきたいと思っております。広域の梶原オブザーバーからも、いただいたご指摘の通りでございますので、システムへの影響などを含めてしっかりと実務的な詰めもあわせて行っていきたいと思っております。

またあの梶原オブザーバーから、違反を覚知してから交付金留保に向けて一定のリードタイムが必要だということはその通りでございますので、そういったリードタイムの中でこの措置をうまく講じていくというふうに考えているところでございます。

最後に大関委員から非化石価値の取り扱いなどについて、今後の整理していければと思います。

その他にもいくつかいただいたご発言については、また事務局の方で整理して回答したいと思います。以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。ものすごくたくさんの論点を出していただいて、率直に言って課長よく答えられているなと思って感心しているところですが、伺ってる限りはですね基本的に今日議論した論点について大筋で皆さんにご同意いただいたというふうに私の方で解

積をいたします。

最初の違反状況の未然防止とか早期解消の措置は交付金の留保と積立命令の法的な解釈とかですね、具体的にどうやっていくのかということで、ご議論いただき、詰めていただければと思います。積立額については、引き続き詰めていただいて、とりまとめの方向に向かっていってききたいというふうに思っています。

それから2点目が出力増加時の現行ルールの見直しですけれども、適切な廃棄費用や関係法令の遵守を前提とすることをご確認いただくことが重要だと思います。

それから、3点目が大量廃棄の計画的対応ですけどもこれ情報提供ですね含有物質等の情報提供のやり方、あるいは、内容についていろいろご意見いただきましたが、方向としてはそういうことで認めていただいたということ。それからリサイクル等の対応についても、関係省庁とも連携しながらやるということで、これは重要ななと思いました。

4点目ですけれども、関係法令遵守の徹底ということで、非FIT・非FIP案件に対する対応強化や、所有者不明事業者に対する規律の徹底についてご議論いただきました。

基本的に皆さんに方向性についてご同意いただいたということでございますので、事務局におかれましてはですね、ご議論いただいた内容について、全体を通しての整理をいただいて、次の回でのご提示いただくと、こういう手順にしたいというふうに思います。ということでよろしゅうございますか。何か追加的にご発言いただいてもよろしいかと思いますが、いかがでございましょうか？

○大貫委員

あの大貫ですけれども。

○山内座長

はいどうぞ。

○大貫委員

あの最後に申し訳ございません。先ほど事務局の方でも整理され、座長も整理されたところですけども、返還の際の法的構成のところについて、一言発言させていただければと思います。取消しの効果が、さかのぼるのかという論点があるとあの整理されました。今回の事務局の整理は将来に向けてだということでこの問題を整理したと、私はそれはそれで一つの立場だと思います。ただ、さかのぼるときに、いわゆる特定の事業者とその地位を全て失わせるとか、契約の取消しまで至るというような議論前提があったように思いますけれども、この点はあの比較衡量でどこまでさかのぼるのかということを考えることができると思います。よく知られている議論ですけども、営業免許が取消されてしまったというときに、当初から無免許営業だったという罰則の適用があるとは考えられておりません。このように取消しの効果が、どの部分までさかのぼるかというのは一定の比較衡量で検討することができます。極端なことを言いますと、取消した上で罰則を科すなどということも視野に入るわけですけども、そういったバランスがあるという点はあると思います。ただ、圓尾委員からもご指摘がありましたけれども、今回の整理は、ペナルティというところで

はなく不当に得た利益を奪うという制度であるという構成だと私は理解しました。そうであるならば、まさ、にF I T交付金の部分だけを取り上げるというシステムにして明文で設けるっていうのは、一つのあり方としてあるのだらうと思います。以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。非常に重要な御指摘をいただきました。事務局で、もう一度整理していただいて、先生方ともご相談しながら、とりまとめを作っていただきたいと思います。

よろしいですかね。ありがとうございました。それでは次回の以降の開催について、事務局からご説明いただきたいと思います。

○能村新エネルギー課長

はい、次回の委員会でございますが、年末に向けて非常に皆様お忙しい中大変恐縮でございますが、日程を調整させていただきまして、決まり次第経済産業省ホームページでもお知らせしたいと思います。以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。

他にご発言のご希望はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。それでは、ご発言のない方も基本的に賛同いただけるというような理解をさせていただこうというふうに思います。

3. 閉会

○山内座長

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会とさせていただきます。本日はご多忙中のところ、熱心にご議論いただきまして誠にありがとうございました。

○一同

ありがとうございました。失礼いたします。